

十和田市経済支援対策給付金事業に係るQ&A

【観光事業者】

問1 対象となる事業者を具体的に教えてください。

→ 市内に店舗・事業所等を有し、主たる事業（売上高の最も大きい事業）として次の事業を行う方です。

①大字奥瀬・法量・沢田地区において旅館・ホテル・簡易宿所営業を行う方

ただし、広く観光客に常時提供している宿泊施設でない場合は、対象外となります。

②観光土産品（商品名に青森県内の地域名を冠した商品や、県内の観光資源をデザインした商品、県内で制作された工芸品など）を販売している方

③その他、市内にある観光資源を活用した事業等を営む方（花火打上やイベント関連事業者など）

問2 添付書類を教えてください。

→ 全業種共通の①～③の他、次の書類を添付してください。

①奥瀬・法量・沢田地区において旅館・ホテル・簡易宿所営業を行う方

・旅館業法に基づく営業許可証の写し

・施設の外観等がわかる写真

②観光土産品を販売している方

・施設の外観、販売状況等がわかる写真

・取扱商品の内容等がわかる資料（販売する観光土産品の写真、仕入伝票など）

③その他、市内にある観光資源を活用した事業等を営む方

・施設、店舗を有する場合はその施設の外観等がわかる写真

・事業内容等がわかる資料（任意様式で構いません。）

問3 県産のお土産を一品でも扱っていれば対象となりますか。

→ 主として販売している商品（売上の大きいもの）が観光土産品である方が対象となります。

問4 祭り等でイベントの企画・開催を行っています。対象となりますか。

→ 主たる事業の内容により個別に判断します。